－中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社－

用地関係業務における業務費の積算について、業務の委託先である子会社において発生している費用を反映した適切なものとするよう改善させたもの

低減できた用地関係業務費の積算額(支出)

中会社　２億１９３０万円、西会社　１億８０９０万円

1　業務の概要

中日本高速道路株式会社（以下「中会社」という。）及び西日本高速道路株式会社（以下「西会社」といい、両社を合わせて「2会社」という。）は、高速道路の新設、改築、維持、修繕その他の管理（以下、これらを合わせて「高速道路事業」という。）を行っている。

高速道路事業に要する費用については、原則として、2会社の成立の日から起算して45年を超えない期間に徴収される料金収入で賄われることとされていて、料金の設定に当たっては、2会社の利潤を含めないこととされている。

そして、2会社は、高速道路事業の一部を、連結決算の対象としている子会社に委託して実施する場合についても、子会社は親会社と一体のものであることから、契約に当たっては、子会社の利益を見込まないことにしている。

中会社及び西会社は、高速道路の建設に伴い必要となる土地の取得及び物件の補償等を行う用地関係業務を、それぞれ、全額出資の連結子会社であるＮＥＸＣＯ中日本サービス株式会社（以下「サービス社」という。）及び西日本高速道路ビジネスサポート株式会社（以下「サポート社」といい、サービス社と合わせて「2子会社」という。）に委託して実施しており、平成22年度に、中会社はサービス社との間で計3件の契約（以下、これら3件の契約を「中会社契約」という。）を、また、西会社はサポート社との間で計6件の契約（以下、これら6件の契約を「西会社契約」といい、中会社契約と合わせて「2会社契約」という。）をそれぞれ締結している。

2会社は、用地関係業務を子会社に委託する場合には、積算要領等に基づき用地関係業務費の積算を行うこととしていて、積算要領において用地関係業務費の構成を次図のように定めており、諸経費は直接人件費に80％の諸経費率を乗じて算定することとされている。

図　積算要領における用地関係業務費の構成

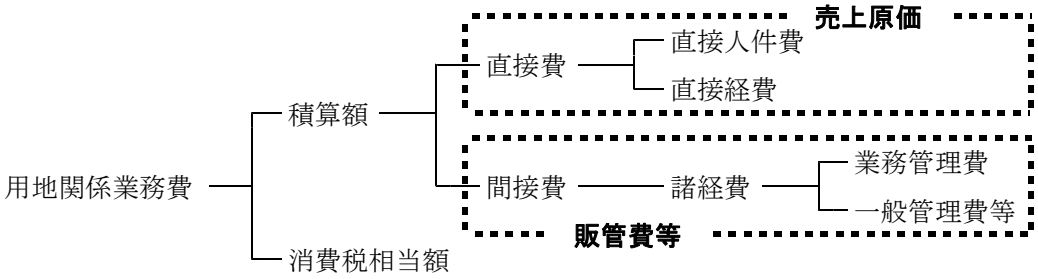

そして、積算要領における直接費は、2子会社の損益計算における売上原価に対応するとともに、間接費は、2子会社の損益計算における販売費及び一般管理費（以下、これらを「販管費」という。）等にそれぞれ対応するものとなっている。

2　検査の結果

検査したところ、用地関係業務費の積算に当たり、中会社契約においては直接費を計8億7545万余円、間接費を計5億1921万余円、合計13億9460万余円と算定し、また、西会社契約においては直接費を計7億0013万余円、間接費を計4億0993万余円、合計11億1007万余円と算定していた。

そして、上記の2会社契約において、2会社が算定した直接費及び間接費に対応して2子会社で発生している費用について確認したところ、2会社契約に係る売上原価は、中会社契約計10億0315万余円、西会社契約計7億7505万余円となっていた。

一方、販管費については、用地関係業務以外の業務にも共通的に発生する費用で業務別に区分できないことから、22年度の2子会社の決算資料に基づき、売上高の比率で案分するなどして、2会社契約に係る販管費を試算すると、中会社契約計1億6150万余円、西会社契約計1億4571万余円となった。

このように、2会社契約に係る積算額と本院が試算した2子会社において発生している費用を比較すると、直接費は売上原価を下回っている一方で、間接費はその差額以上に販管費を上回っていて、2会社契約に係る積算額と2子会社において発生している費用との間に相当の開差が生ずることにより用地関係業務において利益が生じている事態は適切とは認められず、改善の必要があると認められた。

以上により、2会社契約について、2子会社において発生している費用を反映した直接費及び間接費を計算すると、中会社契約では計11億6466万余円、西会社契約では計9億2077万余円となり、2会社契約に係る前記の積算額は、実費精算される出張旅費を考慮しても、中会社で約2億1930万円、西会社で約1億8090万円それぞれ低減できたと認められた。

3　当局が講じた改善の処置

上記についての本院の指摘に基づき、中会社は、23年6月に、また、西会社は、同年4月に、2子会社において発生している費用を反映させるなどした積算要領の改正等を行い、23年度に新たに締結する契約から適用することとする処置を講じた。